

埼玉県産業技術総合センター貸研究室支援者事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）貸研究室支援者事業の実施に関し必要な事項を定める。

(貸研究室支援者の定義)

第2条 貸研究室支援者とは、貸研究室の入居者に対し、次に掲げる支援等を行う者をいう。

- 一 創業、資金調達及び販路開拓等の経営全般に係る相談・支援
- 二 経営支援に係るセンター及び他機関との連携等
- 三 その他支援に関し必要な事項

(貸研究室支援者の委嘱要件)

第3条 貸研究室支援者は、原則として一から三のすべてを満たし、四又は五のいずれかを満たす者とする。また、できる限り六を満たす者が望ましい。

- 一 起業家、ベンチャー企業、中小企業の第二創業等への支援等に対する意欲を有すること
- 二 誠実で協調性があり、外向的で渉外力があること
- 三 支援等に必要となる広範なネットワークを有すること
- 四 企業等において、新事業開拓・法務・財務・営業等の様々な分野における実務経験を有すること
- 五 公認会計士、中小企業診断士、インキュベーションマネージャー等として、企業育成又は産学連携支援等の経験を有すること
- 六 産業技術に関し幅広い知見を有すること

(貸研究室支援者の人数)

第4条 貸研究室支援者の人数は1名とする。

(貸研究室支援者の選定)

第5条 貸研究室支援者の選定は、候補者を審査し、選定委員会における協議の上、センター長が決定するものとする。

(選定委員会)

第6条 選定委員会はセンター長が指定する委員をもって構成する。

- 2 選定委員会は、候補者が貸研究室支援者として、適切であるかを審議し選定する。
- 3 委員長は、センター長を充てるものとする。
- 4 選定委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 6 候補者の募集事務及び委員会の庶務は、センター企画・総務室において処理する。

(委嘱期間等)

第7条 貸研究室支援者の委嘱期間は1年以内とする。ただし、実績が優れている場合は再委嘱を妨げない。

2 不適格とセンター長が認めた場合は、任期途中でも委嘱を取り消すことができる。

3 貸研究室の入居者等に対し支援等を行う日数は、次条の謝金を勘案の上予算の範囲内とする。

(謝金)

第8条 貸研究室支援者に対する謝金は、1日につき20,000円(所得税、交通費を含む。)以内とする。

(守秘義務)

第9条 貸研究室支援者は、支援等を行う上で知り得た情報等については、秘密を遵守しなければならない。

(この要綱により難しい場合の措置)

第10条 特別の事情により、この要綱の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別にセンター長が定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。